

令和7年度マイクロチップ登録率向上に向けた 地域重点モデル事業の実施について

令和8年1月

環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

環境省が推進する犬猫のマイクロチップ情報登録制度の一層の普及促進を図るため、「地域重点モデル事業」を実施することといたしました。

当該事業は、登録率が全国平均を下回る地域において、地方獣医師会及び関係行政機関等と連携し、集中的な普及啓発および無料装着キャンペーンを実施することにより、登録率の底上げを図るとともに、得られた成果・知見を整理し、全国に展開可能な普及モデルを構築することを目的とするものであり、今回は秋田県及び高知県において実施するものです。

つきましては、本事業の一環として実施する無料装着キャンペーンにご協力いただける動物病院を、下記のとおり公募いたします。

記

1. 公募対象

秋田県内または高知県内において、獣医療法（昭和24年法律第186号）第3条に基づく診療施設の開設の届出を行い、犬猫を対象とした診療を実施している獣医師及び動物病院。

2. 応募方法

高知県獣医師会及び秋田県地方獣医師会に所属している場合は、所属する地方獣医師会がとりまとめを行いますので、各地方獣医師会へお申し出ください。

地方獣医師会に所属していない場合は、本会まで別紙により申請してください。

3. 公募期間

令和8年1月15日から同月21日まで

以上

【本件に関する問い合わせ先】
公益社団法人 日本獣医師会事務局
担当：中村、猪俣
TEL：03(3475)1601
FAX：03(3475)1604
E-mail: infomc@nichiju.or.jp

令和7年度 マイクロチップ登録率向上に向けた地域重点モデル事業 実施要領

1 目的

本要領は、環境省が推進する犬猫のマイクロチップ情報登録制度の一層の普及促進を図るため、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）が実施する「地域重点モデル事業」（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、マイクロチップ登録率が全国平均を下回る地域を対象に、地方獣医師会、動物病院、動物愛護センター及び関係行政機関と連携し、集中的な普及啓発及びマイクロチップの無料装着キャンペーンを実施することにより、登録率の底上げを図るとともに、全国展開が可能な普及モデルを構築するものである。

3 対象地域

対象地域は、登録率の低い都道府県の中から、本会が選定する複数地域（2～3 地域程度）とする。

4 実施内容

- (1) 普及啓発活動 地域内の動物病院、動物愛護センター等におけるポスター掲示、リーフレット配布、SNS や地元メディアを活用した情報発信を行う。
- (2) 無料装着キャンペーン 対象地域において、犬猫へのマイクロチップ装着を無償で実施する。装着件数は1地域あたり概ね1,000 件とし、装着を実施した動物病院又は動物愛護センター等に対して、装着1件あたり4,000 円を委託費として支払う。
- (3) ノベルティ配布 マイクロチップを装着した飼い主に対し、本会が用意するノベルティを配布し、周知効果の向上を図る。

5 協力機関の役割

- (1) 地方獣医師会 地域内の協力動物病院のとりまとめ、本会との連絡調整及び周知協力をを行う。
- (2) 協力動物病院・動物愛護センター マイクロチップの装着及び登録手続に関する説明、普及啓発への協力をを行う。

6 実施期間

本事業の実施期間は、令和8年1月から同年3月までを基本とし、予定期数に達し次第、終了するものとする。

7 実施結果の整理

本会は、本事業により得られた成果及び課題を整理し、今後の全国的な普及施策に活用する。

8 その他

本要領に定めのない事項については、本会が別途定めるものとする。

参 加 申 請 書

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫 様

日本獣医師会の「マイクロチップ登録率向上に向けた地域重点モデル事業実施要領」に則り、無料装着キャンペーンに参加します。

動物診療施設の名称

動物診療施設の所在地

動物診療施設の電話番号

動物診療施設のメールアドレス

獣医師の氏名

※ 1 地域 1000 頭を上限に、地域ごとの参加動物病院数を考慮して装着頭数を調整します。

※ ご希望に添えないこともございますのでご了承ください。

令和 年 月 日